

第八次千葉県障害者計画主要施策管理表

令和7年度

主要施策	5 障害のある人の相談支援体制の充実
------	--------------------

◇各市町村において、障害のある人の自立支援や地域共生社会の実現に向けて関係機関と連携し、地域の実情に合った相談支援体制を構築できるよう、相談支援アドバイザーの派遣による助言や研修会の開催等により支援を行います。

◇障害者総合支援法のサービス等利用計画を作成する相談支援事業者の安定的な確保と質の向上を目指し、相談支援専門員の確保に努めるとともに、養成に係る各種の研修及び専門性向上のための専門コース別研修等を行います。

◇地域における相談支援の中核的な役割を担うことが期待される基幹相談支援センターについては、市町村にモデルを示し、設置促進を支援します。

◇手帳の有無や診断名等にかかわらず、障害の可能性が見込まれる子どものための相談支援体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図ります。

基本施策

- (1) 地域における相談支援体制の充実
- (2) 地域における相談支援従事者研修の充実
- (3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
6	20	3	7	4	4		2
7		3	6	7	1		3
8							

主要施策の取組状況等

令和7年度	【取組結果】 (1) 相談支援アドバイザーの派遣により、基幹相談支援センターの機能強化に資する助言を行いました。県及び千葉市発達障害者支援センターによる相談対応、各種研修や講座の開催、企業等に対するコンサルテーション等を行いました。 (2) 相談支援専門員の養成のための研修を実施するとともに、資質を高めるために専門コース別研修を実施しました。 (3) 県及び千葉市発達障害者支援センターにより、保護者及び支援者に対するペアレントプログラム等の支援を実施するとともに、ペアレントメンターを養成し、相談体制の強化に努めました。
令和8年度	【取組結果への対応】 (1) 相談支援アドバイザーの派遣により、地域の相談支援体制の整備等を支援します。 (2) 相談支援専門員の養成のための研修を実施するとともに、資質を高めるために専門コース別研修を実施します。 (3) 県及び千葉市発達障害者支援センターにより、保護者及び支援者に対するペアレントプログラム等の支援を実施するとともに、ペアレントメンターへの支援を実施します。